

＝いきいきとした地域のために＝

分館活動の手引き

上田市公民館運営協議会

は じ め に

分館の役員として任命または再任された皆さん、これから私たちとともに社会教育活動（公民館活動）を進めることとなります。よろしく願いいたします。

「生涯学習」の考え方が定着してきた今、公民館は「住民の自由で自主的な学習」を推進する中枢的な機関として、必要な役割を果たすことが期待されています。この手引きの中では、市の公民館を「本館」とし、市内の自治会を単位として設置されている公民館を「分館」としています。

今までも、分館は本館とともに、学習、スポーツなどさまざまな分野で積極的な活動をし、成果をあげてきました。このことは、分館役員の皆さんの努力によるものと言っても過言ではありません。

これまでの努力・経験を、新しい役員の皆さんに受け継いでもらうための手引きとして、この冊子を作りました。

この手引きでは、分館が何のためにあるのか、どんな仕事をすれば良いのかなど、分館活動の基本的な事柄について、わかりやすい内容にするよう心がけました。

これからすぐに事業計画や予算を組んでいかなければなりません。また、実際に事業を行うときに疑問がおきるかもしれません。あるいは自治会と分館の関係で戸惑うことがあるかもしれません。そんなとき、この手引きが役に立ってくれば幸いです。自分の勤めや家の仕事がある中、分館の事業や公民館の事業を進めていくことはたいへんな事です。しかし、公民館活動は苦勞なこともある反面、一つの事業を成し終えたときの満足感は何ものにも替えがたいものがあります。一人でも多くの役員が、自分の役割に誇りを持ち、任期がきたとき胸を張って次の役員に引継ぎをしていただくことを願ってやみません。

上田市公民館運営協議会

も く じ

- ・ 公民館の成り立ち・・・・・・・・・・ 3
- ・ 自治会と分館の役割・・・・・・・・・・ 4
- ・ 活動の心構え・魅力・・・・・・・・・・ 5
- ・ 分館の事業・・・・・・・・・・ 6
- ・ 事業を進める手順・・・・・・・・・・ 7
- ・ 分館の予算と使い方・・・・・・・・・・ 10
- ・ 分館の組織・・・・・・・・・・ 11
- ・ 役員の任期と引継ぎ・・・・・・・・・・ 12
- ・ 本館と分館の関係・・・・・・・・・・ 13
- ・ 困ったときのQ&A①②③・・・・・・ 14
- ・ 自治会懇談会のQ&A・・・・・・・・・・ 17
- ・ 地域団体との協力と連携・・・・・・ 18

資料編

- ・ 教育委員会組織図・・・・・・・・・・ 19
- ・ 公民館関係法令・・・・・・・・・・ 20
- ・ 分館交付金の手順・・・・・・・・・・ 21
- ・ 分館規約（例）・・・・・・・・・・ 22
- ・ 公民館活動についての諮問・答申・ 25
- ・ 公民館運営審議会委員名簿・・・・・・ 30
- ・ 分館活動事例・・・・・・・・・・ 31
- ・ 公民館施設・設備・・・・・・・・・・ 37
- ・ 公民館（本館）連絡先一覧・・・・・・ 38

Q1. 公民館は、どのようにしてできたのでしょうか？

A1. 公民館は、戦後の荒廃した日本を平和で民主的な国家として再建するために、国民が広く集い、語り合い、そして学ぶ場として新しく考えられた社会教育施設です。

Q2. 社会教育とはどんな活動を言うのでしょうか？

A2. 社会教育とは、住民がだれからも強制されず、自由に、主体となって行う学習文化活動を意味しています。

住民の暮らしに深く根ざし、暮らしの中に生じるさまざまな悩みや、自らの能力を高めたいという要求を解決していくために行われる学習文化活動であるということが出来ます。

Q3. 公民館の成り立ちと目的は何でしょうか？

A3. 公民館が設置される契機となったのは、昭和21年7月5日に当時の文部省が「公民館の設置、運営について」という県知事あてに出した通達です。この通達を受けて、疎開していた文化人、地域の有力者や文化人等が中心になり、妻籠村（現南木曾町）、篠ノ井町（現長野市篠ノ井）などでいち早く公民館がつくられました。

当時長野県下では、住民の選挙などの方法によってつくられた「公民館委員会」が運営や活動を展開し、公民館運動と呼ばれていました。

公民館は、「住民の皆さんの自主性を重んじ、住民の皆さんによる民主的な運営によって成り立つ社会教育活動」を推進するための中心的な施設・組織として位置づけられています。つまり、社会の実際の生活に即したいろいろな教育、学術・文化に関する事業を行う機関ということです。そして、このような事業を通して、教養を高め、健康で、豊かな社会を実現することを目的としています。そのために、住民の意見や要望を聞き、事業を企画したり実施したりします。

Q4. 公民館（本館）と分館の関係は？

A4. 公民館が発展していくためには、分館ごとに自主的な活動が活発に実施され、住民の中でしっかり根をはったものとならなければなりません。分館の自主的・自治的活動を尊重しながら、分館と本館がしっかり提携して住民のための地域づくりをしていくことが重要になります。

生涯学習の時代といわれて久しいのですが、社会教育の中心機関である「本館と分館」が担う役割は、たいへん大きなものがあります。

この手引きの中では、市の公民館を「本館」とし、自治会を単位として設置されている公民館を「分館」としています。

自治会と分館の役割

Q1. 自治会と分館の役割は？

A1. 自治会と分館の関係は、一つには、分館が自治会組織の中の一部門といった場合があるでしょう。また、もう一つには、それぞれが独立していて互いに協力し合っている場合です。さて、この二つの場合どちらが望ましいのでしょうか。

ここで、上田市の組織を例にあげて自治会と分館との関係を考えてみましょう。上田市には、行政全般を担っている市長部局と、教育を担う教育委員会がはっきりと区別されていて、教育が独立しています。例えば市長が教育長も兼ねていたり市長部局と教育の予算が独立していないとどうなるのでしょうか。教育の部分で考えると、自由に学習する権利が損なわれたり、せっかく確保された教育費が他の目的に支出されることが可能になったりしてしまいます。

公民館は、住民が自分たちの地域をどうしていくかを皆で考えていく教育施設です。ですから同様に、自治会と分館も組織・予算の上で独立していることが望ましいと言えます。仮に自治会の中では明確に分けられないにしても、「行政全般＝自治会」と「教育＝分館」は独立した組織を持ち、しかも両者が互いに協力していく姿が望ましいという認識を持つことが大切です。そして、お互いに尊重し協力しながら、「住みよい地域づくり」に努めましょう。また、分館の「規約」等を定めることは、組織の目的、組織内の役割、事務処理の方針などを明確にし、事業をしていくためにはとても効果的です。規約などのない分館は整備に向けて検討していきましょう。

以下に、自治会と分館の性格の違いを比較してみました。

自治会	分館
<p>○全会一致の原則 自治会の決定は、自治会内住民の総意としての決定になる。</p> <p>○決定期限がある。 「いつまでに必ず結論を出さなければいけない」という期限がある。</p> <p>○組織の制約がある。 組織の決定に重みがあるため、他団体との連携が慎重になる。</p>	<p>○この指とまれ方式 やる気のある人が、「とりあえずやってみよう」という気軽さがある。</p> <p>○じっくり取り組める 期限に縛られず「なぜそれをやるのか」「それはおかしくないのか」という本質的議論ができる。</p> <p>○他団体との連携が図りやすい 堅苦しく考えないで、地域の福祉施設やNPOなどとながりがやすい。 (※NPOは18ページ参照)</p>

※自治会とは、本来その町の住民の力によって住みよい町をつくるために自主的な運営される自治組織です。この「住民の力による住みよい町づくりを進めること」には、まず、「自分たちの町だ」という自覚、「もっと住みやすくよい町にしたい」という願いを持つ人を一人でも多くすることです。

そのためには、地域の人々の顔を知り、お互いが交流し合っで地域の連帯感を育てることが必要となったり、地域の生活の中から出される様々な問題を取り上げて、解決する場も必要となります。このような目的を実現するために、独立した教育機関として、分館が位置づけられているのです。

この表は松本市「町内公民館活動のてびき」参照

Q1. 分館事業を進めるための心構え（活動の魅力）は？

A1. 「役員になったが、さて、これから何をどうやって行うか」と思い悩むことが多いと思います。

そこで、分館役員としての心構えと分館活動の魅力を挙げて見ました。

- ① 昨年までの事業を継続することも大事ですが、その際に前回は行った事業の反省点を確認し、そのうえで、その事業の必要性とより充実した魅力ある事業を自分なりに考えてみてください。そうすると、目的は同じでももっと新鮮な事業となったり、継続しながらもひと味違った事業を行うことができるでしょう。
- ② 分館の事業は、実際に苦勞な点も多いのですが、やりがいや魅力もたくさんあります。事業を行えば行うほど地域の様々な人々と知り合いになり、「こんなすばらしい人がいたのか」と気が付いたり、住んでいる人々の「顔」がわかってきます。そして、自分なり、分館なりの人とのつながり（人脈）ができてきて、こういう事をするにはこの人に相談をしたり協力をしてもらえばよいという手がかりができてきます。
- ③ この「地域での人脈」を大切にし、より発展させて、分館を中心に、人とのつながりを網の目のように張りめぐらせることができれば、地域や分館にとって非常に強い力となります。まず、公平な立場で人とのつながりをつくり、大切にしていきたいものです。
- ④ 事業を考えたり実施するなかで、地域の良い点や悪い点に気がつき、これまで以上に地域を知ることができ、それらを通して事業のヒントを得ることもできます。
- ⑤ 人を知ったり地域を知るとは大きな喜びとなり事業の原動力となります。
- ⑥ 事業を実施し、その場に参加した地域の人々が喜びや感動を共に味わったとき、また、少しでも地域がよい方向に進みだしたとき、実施するまでの苦勞が吹き飛ばすほどの喜びを感じるでしょう。
- ⑦ 分館は自分の創造性や工夫を最大限に活かして事業を行うことのできる機関です。張り切って行ってください。しかし、分館の事業は教育的なものでもあることから事業を行って、すぐに効果や成果が上がるものではありません。長い目で見ながら、じっくりと腰を据えて取り組んでください。

※ すべての国民は生涯にわたって学習する権利があり、国、県、市町村はそれを保障する義務があります。そのために、学校や公民館、図書館、博物館等の教育機関が設置され、県や市の職員が配置されているわけです。そして、分館の役員の皆さんは、上田市教育委員会から委嘱を受け、本館とともに地域に住む人たちの学習する権利を保障する役割が与えられているのです。

分館の事業

Q1. 分館が行う事業は？

A1. 次のように分類されますが、事業を行うに当たっては、事業のバランスや事業への参加対象となる人たちの年齢層のバランスを考えて、片寄りのないように工夫することが必要です。

ア 学習活動

人権同和教育自治会懇談会、青少年育成自治会懇談会、成人学級、女性学級、地域課題や暮らしの中から出てくる問題を取り上げて学習する活動など

例) 環境学習として水生生物の観察、しめなわ作り教室、地域の史跡めぐり、農業体験学習（稲作、そば栽培、さつまいも栽培など）、体験学習（そば打ち、紙すき、陶芸など）、郷土料理教室、防災教室、生活課題や地域課題（高齢化、少子化、環境問題など）の講演会など

イ 文化活動

文化祭、展覧会、演芸会、盆踊り、伝統行事（神輿、神楽、太鼓など）、趣味の講座など、文化をテーマにした活動などの活動

ウ 体育・レクリエーション活動

球技大会（ビーチバレー、マレットゴルフ、ゲートボール、ソフトボール）、運動会、バドミントン、ウォーキング、親子ハイキング、釣り大会、クリスマス会、芋煮会、花火大会、餅つき、囲碁将棋などの活動

エ 団体・グループの育成活動

子ども会育成会・婦人会・老人クラブ・PTAなどの団体や、民謡・合唱などのグループ（サークル）の活動への援助・育成などの活動

オ 広報活動

分館報の発行、事業のお知らせ・呼びかけ、アンケート調査など

カ その他事業

育成会、PTA、婦人会、老人会等との共催事業

例) どんど焼き、道祖神祭、盆踊り、敬老会、環境浄化活動、クリーン活動（空缶・ゴミ拾い）など

Q2. できない活動はありますか？

A2. 次の活動は、分館が行うことはできません。

ア. 営利を目的とした事業、営利団体との共催事業やそれを後援すること

イ. 特定の政党、候補者を支持する活動

(ただし、公平な立場での政治学習は奨励されています)

ウ. 特定の宗教を支持する活動

事業を進める手順

Q1. 事業の運営方法は？

A1. 分館が行う事業は、運営方法（主体）で次の三つに分類できます。

- ア 分館独自の事業
- イ 本館とともに行う事業
- ウ 自治会組織や他の機関、団体とともに行う事業

事業を始めるに当たっては、まず、例年どんな事業が行われているか、どんな事業を実施したいか、一つひとつの事業が、先のア・イ・ウのどれに位置づくかも念頭におきながら一年間のおおよその事業計画を立てましょう。

Q2. 事業を進める手順は？

A2. 事業を進める手順の一例です。これにより次のステップにつながります。

- ①「情報収集」…情報のアンテナを高く広くはり、自治会の人声を聞いたり、アンケートなどを行い、地域で起きていることや自治会や分館に対する要望を知る（この中で事業のヒントや必要性を知ることができます）。また、NPO（非営利活動団体）等市民団体の活動を探し、イベントの講師や企画の内容の相談をしてみましよう。
↓
- ②「企画立案」…①を参考にしながら事業の企画・内容をまとめる（何を目的として、いつ、どこで、どんな人たちを対象として、どんなことを、どんな方法で行うか、講師が必要な場合はだれを講師にするか、予算はどうか等、事業を進めるための「あらすじ」を作ります）。
↓
- ③「協力依頼」…運営に協力してもらう、あるいは必要な機関や、団体がある場合にはそちらに共催、後援、協力等の依頼をする（例えば自治会、育成会、各種団体・グループなど）。その際、あらかじめ役割分担を明確にしておきます（あとでトラブルにならないように）。
また、講師等を招く場合は早めに依頼をした方がよいでしょう。
↓
- ④「準備会の開催」…③で声をかけた機関、団体も含めて準備会を開き、実施に向けての細かい打ち合わせをする（この準備会を②の段階で行う方法もあります）。
↓
- ⑤「募集・PR」…適当な時期に分館報等で事業の内容を住民に周知したり、協力団体の中で直接チラシを配ってもらうなど「呼びかけ」を行う。
↓
- ⑥「事業の実施」…住民が興味を持ち、参加しやすいような雰囲気づくりに心がける（「皆さんが主役です」という気持ち、仕掛けが大切）。
↓
次ページへ

事業運営のポイント

事業を運営する
うえで大切なこと

・まず第一に「民主的運営」です。住民のなるべく多くの意見や要望を聞く姿勢を常にもち、少数の意見でも尊重します。話し合いの場では、発言者の居住年数や年齢によって差別をせず、公平に意見を取り上げ、話し合いの場によって決定する。

・第二に、人、もの、お金の整備の充実です。

人：分館役員組織や運営組織をしっかりとする。

もの：施設や備品など事業に必要なものを整備。充実させる。

お金：分館費として独立した予算をもつことです。

事業を進める手順

- ⑦「反省会の開催」…事業の結果の評価、反省を行い、良かった点、まずかった点を記録し、次回に活かせるようにします（この際、評価の視点は単に参加者が多かったかどうかではなく、学習内容に意義があり、学習が深まったかどうか、感動があったかどうか、参加者自身が自ら事業に積極的に取り組めたかを重視しましょう）。
- ⑧「事業結果の周知」…分館報等によって事業の経過、結果、⑦の反省点を含めて広く知らせます。

参考1) ②「企画立案」をさらに具体的に見てみましょう。

- a. 目的…これを考えることは一見形式的に見えますが、実はここをしっかりと押さえ、役員や協力関係者の中で共通認識を持たないと途中で認識にズレが生じ、うまく進まないことにもなりかねません。
地域の過去の歴史や風習にその根拠を求めるのも良い方法です。
- b. 対象者…誰のための事業なのかしっかりしておくとき軸がぶれずに済みます。
- c. 実施時期…地域の小中学校の行事、本館事業、自治会の行事、育成会・PTAの事業を確認しながら進めます。チラシができれば育成会の事業が入っていたということはよくあることです。
- d. 役割分担
 - a) 全体を見る人…その事業によって担当者がなります。
 - b) 部分的に専門に見る人…準備、当日の運営、会計など役割を書き出し分担すると無理なく運営できます。そのためには常にお互いの情報交換が大切です（進行状況、困っていること、気が付いたこと等）。

参考2) 「これまでの会議」と「参加型会議」の司会者の比較です。

	これまでの会議進行	参加型会議進行
役割	滞りなく議事・議題を進 行すること	会議の成果を最大化する 会議の協働促進、協働創造の雰囲気作り
参加者 への関 与	意思決定を自ら行う場合 もある	あくまで中立的な立場
	最小限の質疑応答を望む 議論の中身に関与	活発な意見交換を望む。衝突奨励 議論の進め方に関与
参加者 側の状 態	上意下達・硬直的 意思決定を委ねる 説得・妥協 知っている情報に沿って 意見交換する	理解と共感 コンセンサス 多様な合意 知らない情報が誘発

事例 「地域の課題」について皆で考え、話し合ってみました。

(1) これまでにはやっていないけど、やらなければならないことが見つかりました。

例えば、「子どもたちも大人も地域に愛着を感じていない」、「地域の子どもたちを地域の大人が知らない」といった意見が多く出たとします。

(2) 次に、「どうすれば問題が解決できるか」を考え話し合います。その結果、

例えば「地域の宝さがし隊をやって地域のことを知ってもらったらどうか」と意見が出たとします。

(3) そこでもう一度、目的と対象者を確認します。

(4) 次に、準備に必要なこと(5W1H)を皆で話し合いながら確認します。このとき、対象者(子どもとか、親、高齢者)が一緒に入るようにすると、より対象者にあった企画になります。

会議のポイント

会議の8つの ルール(目標)

これが守られたら
きっと事業の成功
は間違いありませ
ん。

- ①楽しくなるよう
みんなが努力す
る。
- ②相手の意見を尊
重する。
- ③便乗歓迎。自分
も賛同できる話
には積極的に賛
意を示す。
- ④非生産的な批判
はしない。特に
個人の悪口は言
わない。
- ⑤時間(始める時
間、終わる時間、
自分の発言時間
など)を守る。
- ⑥みんなで決めた
ことは守る。
- ⑦言いつばなしに
しない、全員交
替で記録し、参
加できなかった人
にも伝える。
- ⑧常に出入り自由、
情報は公開する。

参考3) ここで、「地域の課題」解決に向けた活動のポイントを整理
してみましよう。

ポイント①：最初から対象者である子どもたちや、関係者である育成会、PTAなどに関わってもらおうと当日も運営に入ってもらえる。特に、子どもにとって運営側で参加すること自体が良い経験になります。

ポイント②：会議も事業も楽しく。実施者が楽しくない企画は参加者も楽しくありません。また、会議は自由な意見を出してもらおうとこころ。結論ありきでは次回から参加してくれません。

ポイント③：「だれが」やるかは、目的・対象を考えて最も効果的な人にやってもらいましよう。

ポイント④：失敗を恐れないこと。大切なのは「はじめよう」という勇気と途中のプロセスです。一見失敗と思えても逆に皆の思い出に残ります。また、失敗こそ成功への手がかりです。

ポイント⑤：これまでは、とにかく短時間で会議を済ませることが目標でした。しかし、より大きな効果を上げるためには、できるだけ最初から当事者を会議に入れ、衝突しながら本音で話し合いましよう。その中から良い意見が出、納得した上での事業になるため、より良い事業につながるようになります。

ポイント⑥：特定の人の努力や犠牲に期待しなければできないことは再考しましよう。身の丈に合った、無理をしないことです。

ポイント⑦：一気には頂上を目指さない。できるところからコツコツと。千里の道も一歩から。3歩進んで2歩下がる。失敗を楽しむ余裕を持って。

ポイント⑧：今の地域が「子どもたちにとって、これでいいのかな」という疑問を常に持ちましよう。

5W1H

When(いつ)
Where(どこで)
Who(だれが)
What(なにを)
Why(なぜ)
How(どのように)

分館の予算と使い方

Q1. 分館の予算の立て方と使い方と注意することは？

A1. 上田市の公民館条例管理規則には、分館は事業計画書および予算書を有するよう定められています。また本館は、分館交付金の交付に伴い分館の事業計画書および予算書の提出をお願いしています。

(1) 分館の予算について (独立が望ましい)

例年、各分館から提出される予算書は、収入のほとんどを自治会に依存している分館が大半です。そのような状態であっても大切なのは、分館の予算が当初から、自治会予算とは別に位置づけられている(独立している)ことです。そのためには、分館の事業計画が自治会に承認される必要があります。つまり、より具体的な事業および予算の計画を作成することが、「学習活動は分館に任ず」という信頼を得ることなのです。

(2) 収入、支出について

予算において収入と支出は、表裏一体です。様々な活動を行うには経費(支出)がかかりますので、何らかの方法で、お金(収入)を用意しなければなりません。

「分館予算の独立」の立場からは、自治会費と同じように「分館費」として集めるのが理想的ですが、自治会からの収入に頼っているのが現状です。いずれにしても、住民が負担するお金ですから、正確に計算して収入の予定を立てることが大切です。

そのほかに、市(本館)から分館交付金が交付されますので、これも収入として計上してください。また、分館によって違いがありますが、寄付金・利子・祝儀・繰越金等も収入として考えられます。

(3) 予算執行について

年間事業計画に基づき予算書ができれば、いよいよ事業が始まります。住民の皆さんが出し合ったお金ですので、予算の支出に当たっては住民が納得できるよう会計簿と伝票類をそろえておきましょう。

(4) 決算・監査について

事業が終わると決算になります。赤字になっていないか、その支出が適切であったかなど、頭を悩ますことのないよう常に予算を念頭に入れ執行するよう心掛けましょう。また、分館役員以外の監査委員の監査を受け、公民館総会等において予算・決算の承認を受けましょう。

会計のポイント

支出は細かく分類すると分かりやすくなります。

①分館の中に組織(専門部・総務部・企画部・事業部・広報部等)がある場合、それぞれの予算を大きな分類とします。
②次に小さな分類ですが、事務的にかかる経費(事務費)と、事業にかかる経費(事業費)に分け、その内容として消耗品費・印刷費・会議費・旅費・報償費(講師謝金)・補助費等の項目に分類します。

この分類は、必ずしも前記のような項目にこだわる必要はありません。各分館で分かりやすく分類できればそれでかまいません。ただし、毎年分類の方法が変わることのないようにしてください。

Q1. 分館の組織とそれぞれの任務は？

A1. 分館役員（五役）の任務について見てみましょう。

分館長 …分館組織・活動を総括し、自治会や他の団体との連携を密にしなが、分館を運営するまとめ役です。

副分館長 …分館長を補佐し主事や専門部役員と常に連絡を取りながら、ともに事業運営に当たります。

分館主事 …実際の事業の企画、実施に当たる実践者そのものです。常に敏感に住民の要望に気づくアンテナ（情報網）を持ち、それを反映させた学習や事業を企画するのがつとめです。

人権同和教育推進員 …地域住民が人権問題を真に理解し、人権尊重思想が高揚するよう努めます。そのために自治会、分館、婦人会、PTA等各種団体と連携を密にし、地域における人権同和教育の取り組みを組織的に行うよう努めます。（活動例 人権同和教育自治会懇談会、公民館単位の人権講座 等）

青少年育成推進指導員 …青少年育成諸活動を地域ぐるみの運動として発展させるため、「地域の子供は地域で育てる」ことを目標に、地域の青少年育成活動を推進します。

- (1) 青少年育成自治会懇談会の開催…青少年の育成に関することを自由に話し合える場や育成活動を設定します。（年1回以上）
- (2) 関係団体間の連絡調整及び推進組織の結成…少年補導委員、育成会、PTA等様々な関係団体が連携を進めるためのパイプ役となり地域の意識を高め、活動支援をします。
- (3) 青少年育成市民の集いへの協力…地区組織の重要なメンバーとして、積極的に参加をします。

自治会懇談会（人権・青少年）開催の流れ

テーマを検討・決定⇒内容を検討・決定⇒講師に依頼⇒日程決定
⇒分館報・チラシ・防災無線（放送）でお知らせ⇒当日の運営

以上が分館五役の任務です。このほかに、分館運営委員と各分館の実状に合わせて選出される専門部役員があります。

分館運営委員 ……上田市公民館条例施行規則に規定されているように、分館には分館運営委員を置くことになっています。分館運営委員は分館長の相談に応じたり、分館事業計画の樹立、実施についての審議をしたり研究することが任務となっています。

専門部役員 ……専門部役員は、主事を補佐し主事とともに事業の企画をすると同時に、事業の実践をするのが仕事です。

それぞれの分館の実状に合わせた学習・文化・体育・広報・生活改善などが考えられます。

役員のポイント

分館役員の役割

上田市教育委員会から委嘱を受け、本館とともに「地域に住む人たちの学習する権利を保障する役割」が与えられています。

また、分館は教育機関ですので、ひとつの見解や対策的なものを住民に伝えたり実施するのではなく、あくまでも地域に住む人たちの意見や要望に基づきながら、話し合いの場を設けたり事業を行うことが大切です。

民主的な運営

役員どうして協力しながら事業を実施していくわけですが、特に留意したいのは、「民主的な運営」です。日ごろから住民や各団体、グループの意見を聞きながら事業計画を立てましょう。また、事業の報告もきちんとすることが必要です。

役員の任期と引継ぎ

Q1. 分館役員の任期は、うちの自治会では1年だけど？

A1. 任期は2年以上が望ましいです。

分館役員の任期は、分館の事情や習慣などにより様々ですが、最近の傾向では1年ないし2年のところが多いようです。

また、比較的長期の任期（2～5年）を設けている分館もありますが、分館により、異なる役職に交代しながら続けるなどのケースもあります。（例）異なる役職に交代のケース

人権司和教育推進員（1年）→分館主事（1年）→分館長（1年） 計3年

分館は、年間を通じて数多くの事業を行っています。これらの事業の企画や人集めなど、役員の苦勞は並大抵ではないでしょう。役員は知恵を絞り、自治会やPTA等各種団体からの協力もおおがなければなりません。こうしたときに、役員の豊富な経験がものをいってきます。新任役員にとって1年目は、前任者から引き継いだことを実行していくのに精一杯だと思いますが、この1年は新しい経験を積んでいく大切な時期なのです。そして、2年目からが本領を発揮する年ではないでしょうか。

こんなときに事業がマンネリ化し、参加者も減ってしまいます。したがって、分館役員の任期は一つの役職を最低2年間は続けることが望ましいといえます。また、組織を運営していくうえで、すべての役員が同時に替わることも避けた方が良くと思います。

Q2. 分館役員の引継ぎがされていなくて・・・

A2. 確実な引継ぎをお願いします。

新任役員の悩みの一つに、前任者からの事業の引継ぎが不明確であることがあります。事業の期日が目前にせまっているにもかかわらず、なにをどうすればよいのか分からないのでは、本当に困ってしまいます。

事業に追われ忙しいでしょうが、あなたが行った事業が分かるように文書や資料をファイルに綴り、次の役員のために残しておきましょう。また、それらの資料には次の5つの点が明確に示されていることが大切です。特に引継ぎがなくて困った経験があれば同じ苦勞はさせないでください。

- ①いつ（期日・時間）
- ②どこで（場所）
- ③だれが（参加者名簿等）
- ④なにを（事業の内容・種類）
- ⑤どのように（事業のやり方・準備品・協力団体名・予算決算・記録写真等）

Q1. 本館と分館の関係

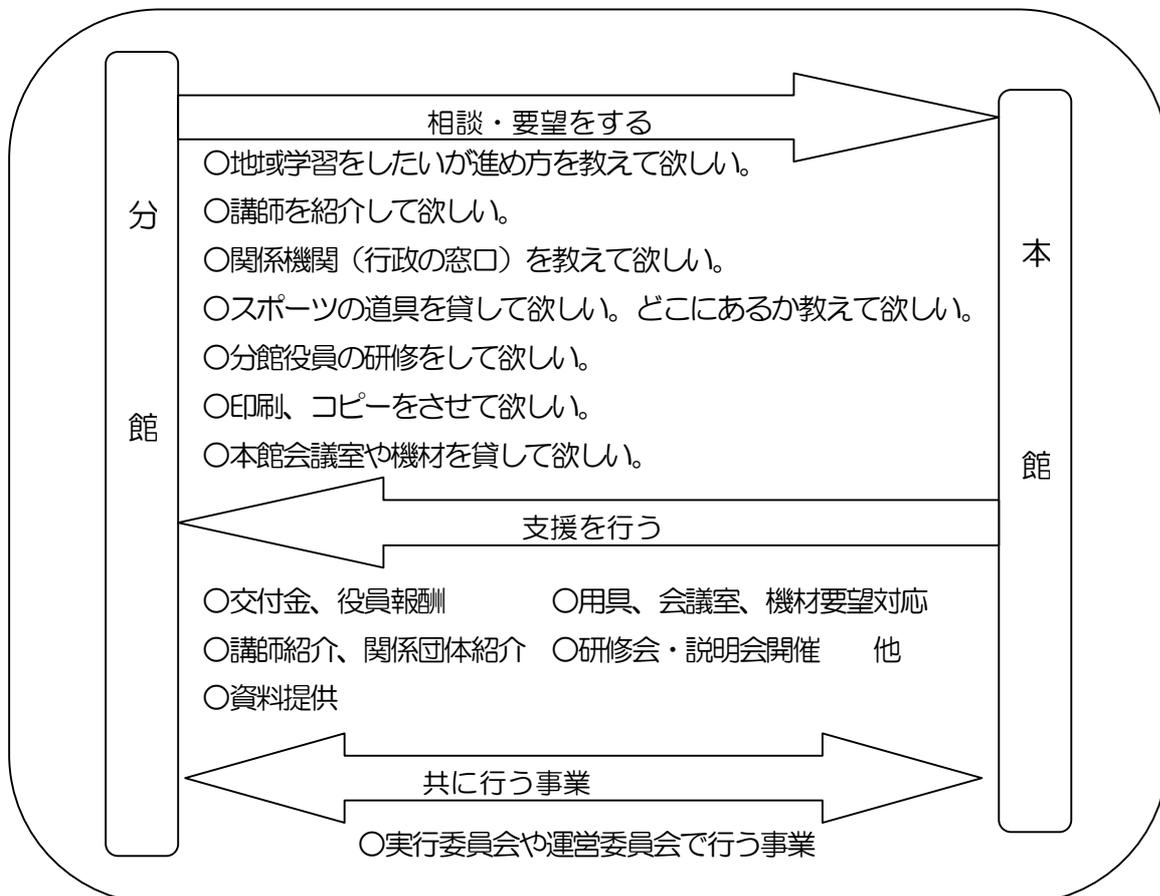
A1. 上田市には、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、真田公民館、武石公民館の9つの公民館（本館）が各地域ごとにあります。

それぞれの本館は、施設や設備、事業計画や予算をもち、公民館主事などの専門職員が、各館ごとにさまざまな活動に取り組んでいます。また、この本館の対象地域には、ほぼ自治会単位で分館があります。

分館は、住民が自主的、自治的に作って運営するものですが、本館と分館はお互いに実践、援助、協力し合って、地域の社会教育を共に推進するという関係にあります。

なお、具体的な関係については、以下にあげておきましたので、参考にしてください。

いずれにしても、本館と分館は、地域の社会教育が活発に推進されるよう、会議や話し合いを通して、密接な協力関係を築いていくことが大切です。



困ったときのQ&A①

※以下のQ&A①②は、平成17年10月の上田市の公民館運営審議会からの「分館活動についての答申」から抜粋し作成しました。

[活動]

Q①. 文化・スポーツ活動が多く、地域の課題を学習することが比較的少ない。

A① 地域課題の解決も取り上げた学習会を開催し、地域づくりに結びつけられる活動に発展させる。

例えば、青少年育成問題・少子高齢化問題・人権問題・男女共同参画の問題・住民の交流問題・外国籍の住民との交流問題・環境問題・地域の歴史や文化財の発掘など。

Q②. 子どもたちが地域で活動することが少なくなっている。特に分館活動に参加する中高生は非常に少ない。

A② 中高生が地域の一員として分館活動に参加できる場を設定し、企画段階から参加を呼びかけ、責任が果たせ充実感を味わえるようにする。

Q③. 分館活動と自治会活動の連携の仕方が明確になっていない。

A③ 自治会・育成会・PTA・登録団体・NPOなど関係団体と連携を取りながら活動する。地域の人材を生かし、分館活動に参画する機会を設ける。また、自治会館などを地域の人々が気軽に集まれる場として活用し、そこで出されたアイデアを分館活動につなげることを検討する。

Q④. 宅地化がすすみ世帯数が増えることにより、分館に対する意識のズレが生じ、住民同士の交流が一般的に少ない。

A④ 分館の活動を住民に理解してもらうために、分館報などの発行の充実を図ることが望ましい。

Q⑤ 世代間交流を進めるために、伝統行事を取り入れて活動している分館もあるが、スポーツや文化活動は、同一世代の参加になりがちで、世代間交流ができるものは少ない。

A⑤ 三世代が交流できる分館活動を考える。

Q⑥ 分館活動への参加者が減る傾向にあり、特に人口の減少傾向のある分館では、役員の負担が重くなっている。

A⑥ 合併後も分館は、現状を基本とする。しかし、少子高齢化の影響から分館独自で活動ができないところは、いくつかの分館が協働して行う活動を尊重する。

多くの住民が参加でき、次につながる活動に発展する楽しい活動を計画する。

※平成17年10月の上田市の公民館運営審議会からの「分館活動についての答申」は資料編をご覧ください。

〔組 織〕

Q①. 役員は1年で交代する分館もあり、役員経験が浅くなり、地域のリーダー的な人材が育ちにくい。また、活動の発展性がそこなわれる可能性もある。また、役員は、比較的高齢者が多い。若い世代は、地域のかかわりが薄いことや仕事が忙しいことから役員の受け手が少ない。

A① 役員の選出方法をルール化する。具体的には、役員の任期を2年とし、分館三役は交互に改選するようにし、活動の継続性と発展性を確保することが必要と考えられる。

若い年代の役員は、将来の自治会役員など地域のリーダー的などとして養成する。

住みよい地域づくりを柱とした分館活動をするために、役員は経験や年齢のバランスを考えた選出を工夫する。

Q②. 一分館役員が、自治会の役員と兼務しているところもあるため、分館活動が明確になっていない。また、分館役員になっても、どのような企画をしたらよいか分からないところもある。

A② 分館活動の充実を図るためには、分館役員は他の役員の兼務から専任にしていくことが望ましい。

Q③. 分館によっては、役員だけで活動を決めるなど、住民に開かれた組織になっていないところもある。規則で定められている分館運営委員会が設置されていないところもあるため、住民の意見や希望をくみ取ることが困難である。

また、子ども会育成会・PTA・老人会など関係団体と分館との連携が少ないことから、縦割りの弊害が出ている。

A③ 地域に開かれた分館活動とするためには、自治会、育成会・PTAなどの関係団体の代表者が参加する分館運営委員会を設置し、住民の意見が反映できる分館運営をすることが望ましい。

〔予 算〕

Q①. 市からの分館交付金のみで運営している分館や、自治会から応分の補助を受けたり、さらには公民館費として独自に集めたりしている分館がある。財政基盤に大きな差があり分館活動にも影響している。

A① 充実した活動を展開するためには、自治会の事業と分館事業を見直す。また、分館活動に必要な予算は、自治会からの補助金の新設や増額、あるいは独自の公民館費の徴収や増額を分館から自治会に要請する。

困ったときのQ&A③

Q①. 事業がマンネリ化して困る。

A① ひとつは任期の問題です。役員の任期が短かすぎると、前年事業を踏襲するのが精一杯です。また、長すぎてもマンネリ化する可能性はありますが、ある程度長い方が新しい事ができるようです。もうひとつは、時代の流れの変化に敏感な人たちの意見を取り入れ、思い切った事業の見直しをしてみたらどうでしょう。

Q②. 映画会（ビデオ上映会）を開きたいが、映写機やフィルム、ビデオソフトはどこで借りられますか。

A② ビデオプロジェクター、ビデオデッキ、DVDプレイヤー等は本館でお貸しできる場所もあります。また、フィルムやビデオソフトもありますが、県視聴覚ライブラリーでも多くのフィルムやビデオソフトを無料で貸し出してしています。詳しくは本館にお問い合わせください。

Q③. スポーツ大会を開きたいが用具はどこで借りられますか。

A③ 本館や体育施設で貸し出していますので、まず本館へお問い合わせください。

Q④. 分館交付金や分館役員報酬の取り扱いをどうしたらよいでしょう。

A④ 各自治会、分館の事情もあるでしょうが、分館交付金は自治会予算とは別に分館予算として算入してください。また、分館役員報酬は1年間の役員の労に対して支給されるものですから、役員の方、個人の収入とするのが筋と考えます。

Q⑤. 分館報やチラシを出したいのですが。

A⑤ 分館報は、住民に公民館活動を知らせる大切な手段の一つです。また、保存することにより活動記録にもなります。ぜひ予算化し発行してみてください。本館には印刷機もありますので、ご利用ください（有料）。

Q⑥. 市内外の他の地域の分館と交流をもったり、優れた活動をしている公民館や分館の視察をしたいのですがどうしたらよいでしょうか。

A⑥ 他の分館や公民館の様子や施設を知ることとはとても有意義なことです。まず、相手方にその旨の申し入れをしたうえで行いましょう。その際には自分たちの分館活動の内容などの資料を持って行き、相手にお見せするのが良いと思います。交流をもったり、視察したいがどこの分館や公民館がよいかわからない場合は、本館に相談してください。

Q⑦. 分館の役員を対象とした研修会を開きたいがどうしたらよいか。

A⑦ 館長や主事のできる内容があれば、いつでも講師として伺います。また、本館については、年1～2回分館役員を対象とした研修会を開いています。公民館関係者を対象として「上小・東御公民館関係者研修会」等が毎年開かれています。これらの研修会について、参加希望者がありましたら、ご相談ください。

Q⑧. 講師や指導者を呼びたいがだれを呼んでいいかわからない。

A⑧ 本館では様々な講座や講演会を行っています。講師だけでなく内容についてもご遠慮なくご相談ください。

※その他、市の出前講座からメニューを見つけてるのはいかがですか。無料でお伺いします。詳しくは上田市教育委員会生涯学習課（電話23-5102）

※その他、上田市マルチメディア情報センターの出前講座では昔の映画や映像を上映してくれます。（敬老会などで好評です）詳しくは、センター（電話39-1000）

Q①. 開催しても役員だけで一般の人が集らない。

A①-1 もっと役員会の中で、また自治会の人など多くの人と相談しましょう。
遠回り、面倒くさい、人に迷惑を掛けたくないなどの理由で、担当者だけで全部決めていませんか？

多くの人と話し合うことで、地域の中の課題、対象者が明確になります。
また話し合いに参加することで主催者としての自覚が高まり、周囲の人たちも呼びかけに応じてくれるようになります。

A①-2 集ってもらいたい人の都合や時間帯は大丈夫ですか？

対象者から「他の行事予定が入っている」と言われたことはありませんか。あるいは同じ週に出る行事が入っていれば、なかなか家を空けるのは難しいですね。時間帯、時期、他の団体行事との調整も大切です。

A①-3 人集めて最も効果があるのは「口伝え」です。もし担当者が宣伝できないならば、対象者に声の掛けられる「人」にスタッフになってもらいましょう（育成会の役員、PTAの役員など）。

A①-4 できるだけ早く企画し、お知らせしましょう。できれば年度当初に決めお知らせすると参加も呼びかけやすいし、協力も得られやすいですね。

Q②. 内容や雰囲気工夫したい。

A② 体験談をお聞きする⇒講演会

参加型で話し合い⇒ワークショップ

参加しやすい雰囲気作り⇒とかく堅くなりがちです。お茶やコーヒーを飲みながら、あるいは音楽をかける、花を会場に飾っても良いと思います。

Q③. ワークショップはどのようにするのか

A③ ワークショップは参加者の意見を皆で共有し、課題の発見と解決方法を見つける手段です。①目的に合ったテーマ設定とできるだけ具体的な話題提供をします、これは次の課題や活動の方向が発見できるようにするためです。②司会者があらかじめ「どんな意見が出るか」を想定し、どのように意見をまとめると課題が明確になり新しい気付きがあるかを考えておきます。③出た意見を共有できるように工夫します。例えば模造紙に書き出す、ポストイットに書いて貼り出すなどします。

Q④. どんなテーマが良いか

A④ 人権同和教育自治会懇談会なら（次につながっていく話し合い）

例) 近所のおじいさんが認知症になって徘徊しているのを見てしまった。あなたなら、その家の人にどう声を掛けますか

例) 子どもからクラスでいじめがあると聞いた。あなたならどうしますか？

青少年育成自治会懇談会なら（次につながっていく話し合い）

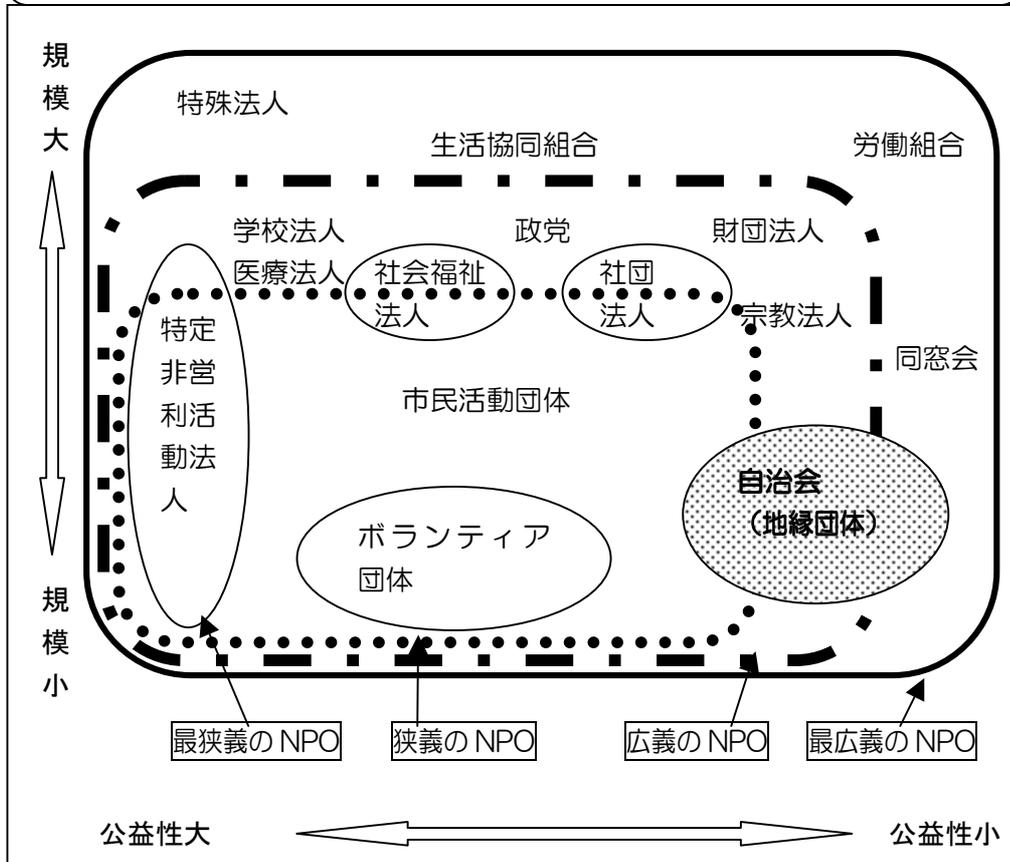
例) 子どもたちの安全・安心のために地域の大人ができること

例) 小さなお子さんを持つ若い母親に対し地域の大人ができること

例) 3世代交流。わがまちではどんなことができるでしょうか？

地域団体との協力と連携

地域の中の市民団体と協力(協働)連携しましょう。実は自治会もNPOなんです。最近よく耳にする「NPO」の関係を図で示すと以下のとおりです。



地域の中には、その目的に応じ、福祉支援団体、子育て支援団体、自然環境を守る団体、昔の遊びを伝える会、国際交流、発展途上国の児童支援など様々なNPO(NGO=非政府団体、民間援助団体)が活動しています。

「地域」とらわれることなく活動している点で自治会とは大きく異なります。

しかし、自治会や分館の活動と目的が同じ活動をしている団体があれば手伝ってもらうことによりお互いに良い結果が期待できます。

例えば、①分館で子どもたちに昔の遊びを体験させたいと思っても、すでに道具はなく記憶もあいまい。そんなときに「昔の遊びを伝える会」や地域の歴史を学習している団体の方に講師になってもらう。

②分館活動で高齢者や障害者の生活実態を知り、地域で意識を高めたいと考えたら、福祉活動団体の方に講師になって来てもらったり定期的に指導に来てもらうなど。

市民活動団体の方も自治会や分館の人たちと情報を共有し、連携することで、視野が広がり、地域の活性化、子育てに役立つと考えています。

一方で自治会に入っていくきっかけがわからない。地域をフィールドに活動しているが、自治会等には認められていない状況で、何をすればよいのかわからないと感じています。

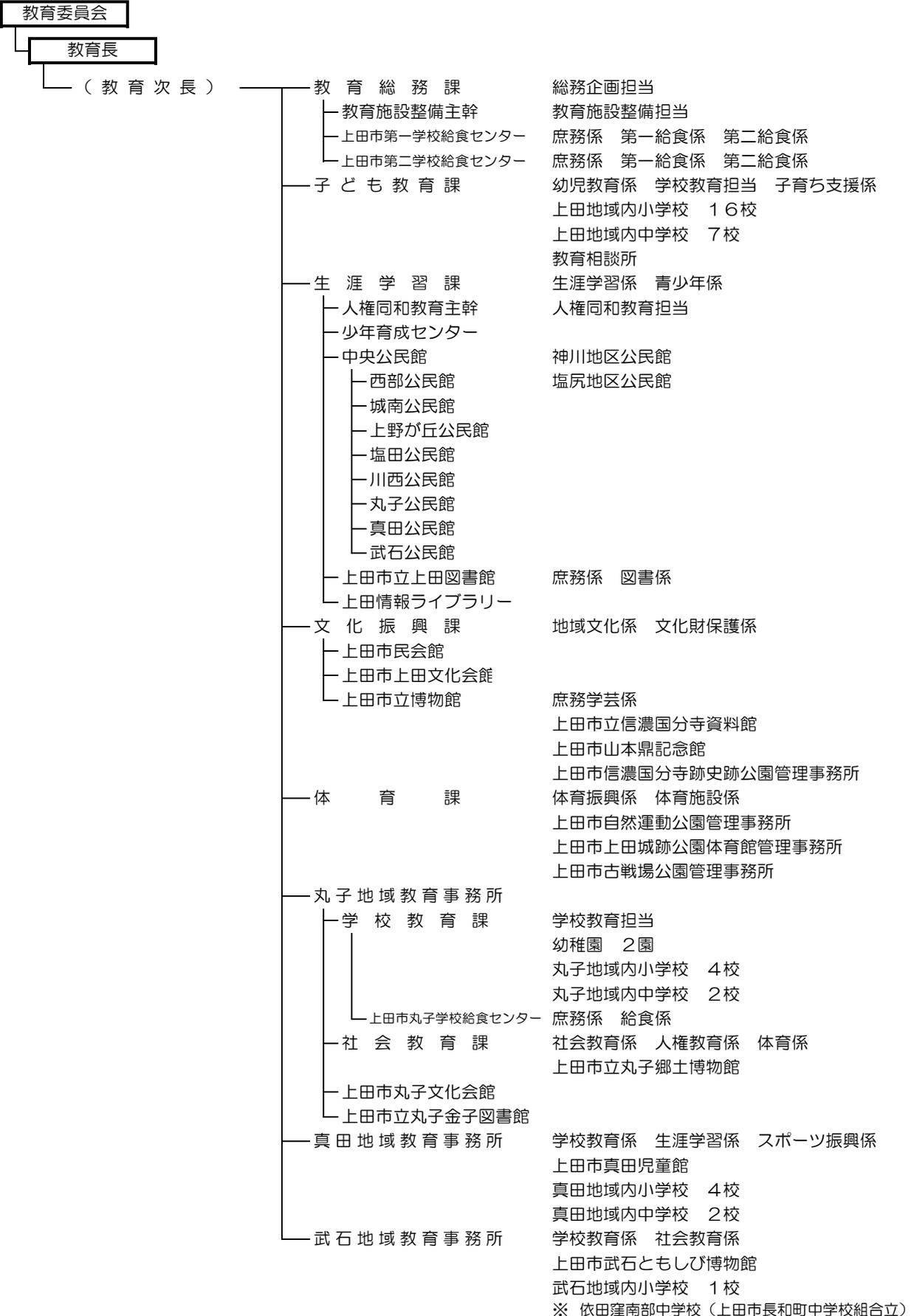
「こんなことやっている団体はないか」と本館へお問合せください。

NPOとは、Non (非)Profit(営利) Organization (団体・組織)の頭文字N・P・Oをとった略語です。直訳すると「非営利団体」ですが、政府や自治体も「非営利団体」といえませんので、一般には「民間非営利団体」のことを指しています。

「営利を目的としない団体」の総称であり、宗教団体、学校、病院、財団、業界団体、生協、農協、地縁団体(自治会)なども含めて、営利を目的とせず社会貢献活動を行う民間団体のことを指す言葉といえます。

なお、「非営利」とは、ボランティア活動で用いられる「無報酬」とは異なる言葉で、団体が利益を上げても、その利益を構成員に分配せず、団体として新たな活動に投資していくということです。

資 料 編



公民館関係法令（抜粋）

憲法

（学問の自由）

第23条 学問の自由は、これを保障する。

教育基本法

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

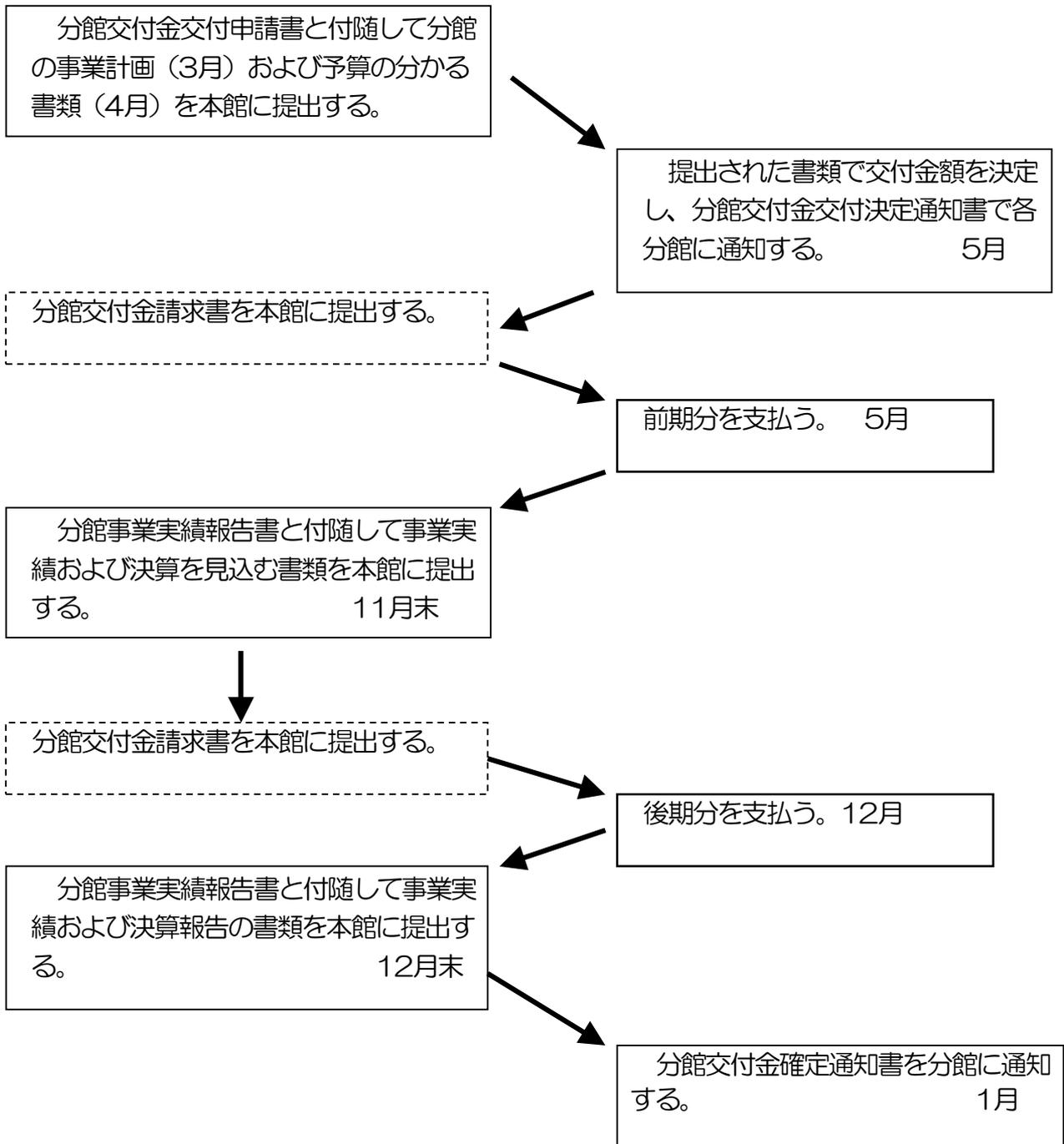
- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

分館交付金の手順

- ※ 分館交付金は、前期と後期に分け概算で支払います。支払日は本館の話し合いで統一しています。
- ※ 交付金額は、予算額の3割を世帯割、2割を均等割、5割を事業割とし、各分館の状況に応じています。
- ※ 「モデル分館事業交付金」は以下とは異なります。別途分館長会議等でお知らせします。

分館

本館



分館規約（例）

〇〇〇分館規約（例）

（総 則）

第1条 文化・体育の振興及び教養の高揚をもって住民の親睦連携を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的として〇〇〇分館（以下「分館」という。）を設置する。

（事 業）

第2条 分館は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 住民の福利厚生に関すること。
- (2) 学習会、講演会、講習会、展示会等を開催すること。
- (3) 体育、レクリエーション等に関する集いを開催すること。
- (4) 各種団体の助成に関すること。
- (5) 施設を住民の集会、その他公共利用に供すること。
- (6) その他、目的を達成するための各種の行事を行うこと。

（会 員）

第3条 分館は、自治会会員をもって構成する。

（役 員）

第4条 分館に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 分館長 | 1人 |
| (2) 副分館長 | 1人 |
| (3) 分館主事 | 1人 |
| (4) 人権同和教育推進員 | 1人 |
| (5) 青少年育成推進指導員 | 1人 |

（分館長）

第5条 分館長は、総会において選出し、教育委員会が委嘱する。

2 分館長は、分館の代表として事業を掌握し、分館の目的達成に努める。

（副分館長・分館主事）

第6条 副分館長、分館主事は、運営委員会の推薦により教育委員会が委嘱する。

2 副分館長は、分館長を補佐し、分館長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 分館主事は、分館長の命をうけ事業を実施し、庶務会計に従事する。

(人権同和教育推進員、青少年育成推進指導員)

第7条 人権同和教育推進員、青少年育成推進指導員は、運営委員会の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- 2 人権同和教育推進員は、主に人権同和教育に係る事業を実施する。
- 3 青少年育成推進指導員は、主に青少年育成に係る事業を実施する。

(会計監事)

第8条 会計監事は、分館長が指名する。

- 2 会計監事は、分館の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 分館長、副分館長、分館主事、人権同和教育推進員、青少年育成推進指導員の任期は、原則として2年とし、再任をさまたげない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、直ちに補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部)

第10条 分館に次の専門部を置く。

- (1) 文化部 若干名
- (2) 体育部 若干名
- (3) 広報部 若干名

- 2 専門部は、それぞれの部門の企画立案・実施に携わる。
- 3 専門部に正副部長を置き、分館長が委嘱する。

(運営委員)

第11条 分館における各種の事業の企画実施につき審議するため、運営委員を置く。

- 2 運営委員は、若干名とし、婦人会、青年会、PTA、青少年育成会等各種団体代表及び学識経験者のなかから分館長が委嘱する。
- 3 運営委員会に正副会長を置き、委員が互選する。

(総会)

第12条 分館は、年に1回総会を開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算を承認すること。
- (3) 分館長の選出。
- (4) その他分館に関し重要な事項。

(会 議)

第13条 総会、運営委員会及び部会（以下「会議」という。）は、分館長が招集する。

2 会議の議長は、分館長をもって充てる。

3 会議の議長は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、分館長の決するところによる。

(会 費)

第14条 分館の経費は、会員の負担金及び交付金並びにその他の収入をもって充てる。

2 負担金の額及び納期は、総会において決定する。

3 会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(雑 則)

第15条 分館の事務所は、分館長宅に置く。

第16条 この規約に定めるもののほか、分館の運営に関して必要な事項は分館長が定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

分館活動についての諮問・答申

平成17年7月28日

各公民館運営審議会会長 様

各 公 民 館 長

分館活動についての諮問

上田市には、社会教育法第21条3項並びに公民館条例第2条4項に基づき自治会単位に152の公民館分館が設置されています。

教育委員会では、分館長、副分館長、分館主事を委嘱し、これら分館3役の皆さんが中心になって、地域住民の連帯感の醸成や交流を深めるため、主に文化・スポーツ・レクリエーション活動、人権問題や青少年育成のための学習活動など様々な活動を展開しております。

しかし、少子高齢化の時代に入ったことにより、上田市の生涯学習を進める上で、地域社会とりわけ公民館活動や分館活動は、深刻な影響（役員の成り手がなく、活動のマンネリ化、参加者の減少など）を受けております。

そこで、公民館活動の中核をなす地域づくりに具体的に取り組む分館活動について、下記により諮問をいたします。

なお、答申につきましては、今年中にお願ひいたします。

記

○諮問事項 分館活動をいっそう活性化させるためには、どうしたらよいか。
次の視点を中心に検討いただき答申をお願いいたします。

- (1) 地域課題をとらえた分館活動のあり方
 - ・地域の教育力の向上
 - ・新旧住民の交流
 - ・世代間交流 など
- (2) 分館組織のあり方
 - ・役員の任期について
 - ・分館と自治会との役割分担と連携について
 - ・分館予算について

平成17年10月24日

中央公民館館長	窪田八平	様
西部公民館館長	松木俊明	様
城南公民館館長	下村恒彦	様
上野が丘公民館館長	堀内 泰	様
塩田公民館館長	井沢信章	様
川西公民館館長	若山昭夫	様

中央公民館運営審議会会長	岩田良雄
西部公民館運営審議会会長	長越弘治
城南公民館運営審議会会長	山浦正嗣
上野が丘公民館運営審議会会長	香山 裕
塩田公民館運営審議会会長	早川慶寿
川西公民館運営審議会会長	西沢 豊

分館活動についての答申

平成17年7月28日付で諮問のあった「分館活動をいっそう活性化させるためには、どうしたらよいか」について、6館の公民館運営審議会が合同で4回審議を行い、その間各館の審議会長が集まって調整を重ねました。

地域住民が連帯意識をもち、地域づくりや文化活動にどうかかわり、どう参加していくか。今、社会は大きく変化しています。少子高齢化社会の到来です。その社会の変化に応じた各公民館の分館の役割を探らなければなりません。公民館分館の活動の前には、大きな課題が横たわっているといえそうです。

公民館運営審議会では、まず公民館分館のおかれている現状を把握し、その問題点をうきぼりにしました。その問題点を踏まえて、解決策を審議しました。

ここに、六つの公民館運営審議会が合同しての成案を得ましたので別紙のとおり答申致します。

別紙

1 はじめに

(1) 公民館分館を取り巻く地域の状況

公民館分館（以下分館）を取り巻く地域の状況は、大きく変化している。少子化・高齢化が進み、一人暮らしの世帯も増加している。地域で遊ぶ子どもたちの姿も見えにくくなっている。このような状況は、過去経験したことのない人口構成の変動にも原因がある。

産業構造の変化で第1次産業から2次、3次産業へと若者の就業が進み、女性の就労も増加したこと、また都市化・車社会の進行など社会形態の変化や自己中心的な風潮の広がりな

どから、地域の社会教育活動や公民館活動の中核を担った社会教育関係団体である青年団は過去のものとなり、婦人会の組織は減少し、老人会組織の弱体化も進んでいる。

以上のような状況から、地域での住民同士の交流が減少し、子どもたちやお年寄りなどを温かく見守る連帯意識も薄れてきているとみることができる。

一方、高齢者特に女性の学習意欲が高まり、ことぶき大学・大学院、老人大学、高齢者学園、公民館講座など様々な学習の場に参加している。しかし、定年退職者のうち特に男性は、学習活動等に参加する人は少ない。

これらの状況から、分館が果たすべき地域づくりの課題も時代とともに変化してきている。

(2) 地域にとっての分館の役割

上田市には、六つの公民館のもとに 152 分館が配置され、ほぼ全自治会を網羅している。教育委員会は、公民館を通じて分館交付金の支給や分館三役である分館長・副分館長・分館主事を委嘱し、分館活動を援助している。

地域で活動する社会教育関係団体が衰退する中で、分館は、自治会と連携し文化活動・スポーツ活動などを通じて住民同士の交流を深め、地域の連帯意識を醸成している。さらには、住民にとって気軽に集まれる場所であり、身近な社会参加の場にもなっている。

一方、地域の課題を取り上げた講座や学級で学ぶことにより、住民自らが住みよい地域づくりに参画できる場になっている。分館役員を経験することは、地域の人材養成にもつながっている。

2 分館の現状と問題点

市内 152 の分館は、それぞれの地域性や公民館本館の歴史的な経過の中で、自治会との関係、役員の位置づけなどにおいて特色ある活動を展開しているところもある。その一方、分館と自治会の役割が明確になっていないことなどから、活動がもう一つ高まらないところもある。

このことを含めて、活動面・組織面（役員）・予算面から分館の現状と問題点を探ると次のことが指摘できる。

〔活動〕

- ① 文化・スポーツ活動が多く、地域の課題を学習することが比較的少ない。
- ② 子どもたちが地域で活動することが少なくなってきている。特に分館活動に参加する中高生は非常に少ない。
- ③ 分館活動と自治会活動の連携の仕方が明確になっていない。
- ④ 宅地化がすすみ世帯数が増えることにより、分館に対する意識のズレが生じ、住民同士の交流が一般的に少ない。
- ⑤ 世代間交流を進めるために、伝統行事を取り入れて活動している分館もあるが、スポーツや文化活動は、同一世代の参加になりがちで、世代間交流ができるものは少ない。
- ⑥ 分館活動への参加者が減る傾向にあり、特に人口の減少傾向のある分館では、役員の負担が重くなっている。

〔組織（役員）〕

- ① 役員は 1 年で交代する分館もあり、役員経験が浅くなり、地域のリーダー的な人材が育ちにくい。また、活動の発展性がそこなわれる可能性もある。
- ② 役員は、比較的高齢者が多い。若い世代は、地域のかかわりが薄いことや仕事が忙しいことから役員の受け手が少ない。

- ③ 分館役員が、自治会の役員と兼務しているところもあるため、分館活動が明確になっていない。また、分館役員になっても、どのような企画をしたらよいか分からないところもある。
- ④ 分館によっては、役員だけで活動を決めるなど、住民に開かれた組織になっていないところもある。規則で定められている分館運営委員会が設置されていないところもあるため、住民の意見や希望をくみ取ることが困難である。
- ⑤ 子ども会育成会・PTA・老人会など関係団体と分館との連携が少ないことから、縦割りの弊害が出ている。

〔予算〕

- ① 市からの分館交付金のみで運営している分館や、自治会から応分の補助を受けたり、さらには公民館費として独自に集めたりしている分館がある。財政基盤に大きな差があり分館活動にも影響している。

3 解決方策

地域の中で自治会と分館との役割をもう一度見直し、両者が十分な連携と意思疎通を図ることを前提として、活動面・組織面（役員）・予算面から問題点を検討した結果、次のような解決方策が考えられる。

〔活動〕

- ① 地域課題の解決も取り上げた学習会を開催し、地域づくりに結びつけられる活動に発展させる。
例えば、青少年育成問題・少子高齢化問題・人権問題・男女共同参画の問題・住民の交流問題・外国籍の住民との交流問題・環境問題・地域の歴史や文化財の発掘など。
- ② 中高生が地域の一員として分館活動に参加できる場を設定し、企画段階から参加を呼びかけ、責任が果たせ充実感を味わえるようにする。
- ③ 自治会・育成会・PTA・登録団体・NPOなど関係団体と連携を取りながら活動する。
- ④ 地域の人材を生かし、分館活動に参画する機会を設ける。
- ⑤ 自治会館などを地域の人々の気軽に集まれる場として活用し、そこで出されたアイデアを分館活動につなげることを検討する。
- ⑥ 分館の活動を住民に理解してもらうために、分館報などの発行の充実を図ることが望ましい。
- ⑦ 三世代が交流できる分館活動を考える。
- ⑧ 合併後も分館は、現状を基本とする。しかし、少子高齢化の影響から分館独自で活動ができないところは、いくつかの分館が協働して行う活動を尊重する。
- ⑨ 多くの住民が参加でき、次につながる活動に発展する楽しい活動を計画する。

〔組織〕

- ① 役員の選出方法をルール化する。具体的には、役員の任期を2年とし、分館三役は、交互に改選するようにし、活動の継続性や発展性を確保することが必要と考えられる。若い年代の役員は、将来の自治会役員など地域のリーダー的な人材養成の場とする。
- ② 市に一本化した分館長会を組織し、本館と連携して分館活性化のために情報交換や研修の場を設けることを検討する必要がある。
- ③ 本館の役割として、分館役員が関係団体と連携して、地域課題の解決に取り組む活動ができるような研修や情報交換の場を確保する。

- ④ 住みよい地域づくりを柱とした分館活動をするために、役員は経験や年齢のバランスを考えた選出を工夫する。
- ⑤ 分館活動の充実を図るためには、分館役員は他の役員の兼務から専任にしていくことが望ましい。
- ⑥ 地域に開かれた分館活動とするためには、自治会・育成会・PTAなどの関係団体の代表者が参加する分館運営委員会を設置し、住民の意見が反映できる分館運営をすることが望ましい。

〔予算〕

- ① 充実した活動を展開するためには、自治会の事業と分館事業を見直す。また、分館活動に必要な予算は、自治会からの補助金の新設や増額、あるいは独自の公民館費の徴収や増額を分館から自治会に要請する。
- ② 地域の課題を取り上げた分館事業のなかで、全市に普及させることが必要と判断されるモデル的事業は、市からの分館交付金を重点的に支給していくことを検討する必要がある。
- ③ 分館役員報酬と分館交付金については、分館活動の活性化を考慮して、分館交付金の増額に力点をおくことが重要である。

4 終わりに

分館活動の活性化を図るには、活動の充実・役員の養成・財政基盤の確立がかみ合っはじめて達成できるものである。自治会と分館の連携を密にして、本館からの各種援助を含めて推進していくことが必要である。

また、分館(自治会)の先進的な活動事例を集めた「分館活動事例集」を発行し、これを分館や自治会連合会など関係団体にも配布し、分館活動に対する理解を深めてもらう。

合併を控えて、4市町村の分館交付金・分館組織・役員報酬など大きな隔たりがあることから、合併後、できるだけ早い時期に統一することが望ましい。

この答申が、公民館・分館・自治会などそれぞれの組織の中で尊重され実行されることにより、152分館の活動が活性化され、住民自らが地域づくりに参画し、さらに上田市のまちづくりにつながっていくことを期待する。

審議経過 (平成17年)

開催月日	会議名	内容
7月28日(木)	第1回公民館運営審議会連絡協議会総会	公民館長からの諮問についての質疑
8月11日(木)	第1回正副会長会	第2回連絡協議会総会に向けての打合せ
8月24日(水)	第2回公民館運営審議会連絡協議会総会	分館の実態や問題点の検討
9月20日(火)	第1回代表者会	答申原案の検討
9月26日(月)	第3回公民館運営審議会連絡協議会総会	答申原案の検討
10月11日(火)	第2回正副会長会	答申原案の検討
10月20日(木)	第2回代表者会	答申原案の検討
10月24日(月)	第4回公民館運営審議会連絡協議会総会	答申原案の検討 館長に答申

公民館運営審議会委員名簿

H19.1.1 現在

中央公民館	会長	滝澤 良忠	西部公民館	会長	清水 卓爾
	副会長	樋口 典子		副会長	柰津 昌子
	委員	春原 尚江		委員	小林 起助
	委員	上原 正志		委員	松本 義之
	委員	岩田 良雄		委員	新井 和子
城南公民館	会長	山浦 正嗣	上野が丘公民館	会長	香山 裕
	副会長	近藤 公子		副会長	茂田 幸穂
	委員	石坂 陽子		委員	涌井 仁史
	委員	宮崎 勝義		委員	吉池 康江
	委員	新井 孝夫		委員	中島 順子
塩田公民館	会長	宮沢 正和	川西公民館	会長	橋詰 昌義
	副会長	早川 慶寿		副会長	清水たか子
	委員	南 すみ子		委員	山崎 章子
	委員	石川とみ江		委員	続 敏男
	委員	大井 幸子		委員	蛭田美智子
丸子公民館	会長	久田 元志	真田公民館	会長	若林 幸正
	副会長	上野美奈子		副会長	和田 浩美
	委員	沓掛 英明		委員	横沢 憲治
	委員	宮沢 賢		委員	横沢恵美子
	委員	清水美恵子		委員	渡辺 猛
武石公民館	会長	井出 守雄			
	副会長	堤 恵美子			
	委員	竹内 利通			
	委員	金井 善雄			
	委員	近藤 清子			

災害時の対応を学ぼう

1 事業の目的

木町の歴史を学習することからはじめ、高齢者から小さな子供を持つ家庭を対象に、災害時に自分や家庭でできる対応を学習する。

また学習会に参加する中で、地域の方同士のコミュニケーションをとる機会を持ち、総合的に災害に強い町づくりを目指す。

汚れた水でも炊けるハイゼックス米の炊き出し

2 事業の内容

開催日	回数	内 容	人数	備 考
3月25日	1	第1回分館運営委員会	10	モデル分館事業計画作成
6月4日	1	「木町の歴史を学ぼう」赤松小三郎について	38	伊東邦夫先生による講演
7月25日	1	第2回分館運営委員会	10	これからの活動（学習会）の内容の確認と打ち合わせ
7月30日	1	学習会「新潟地震の体験談を聞こう」	30	上田中央消防署の職員とボランティアで参加した方の話を聞く
8月27日 ～ 9月3日	2	長寿を祝う会のプレゼント作り	延べ20	さつき会による「非常持ち出し袋」の作成
10月7日	1	救急法実技講習会（こどもの救急）	25	上田中央消防署の職員による学習会
10月29日	1	学習会「日赤奉仕団によるハイゼックス米の炊き出し」	15	上田総合防災訓練に参加内容の報告、炊いたハイゼックス米の試食
12月3日	1	学習会「しめ縄作り」とクリスマス会	70	小学生親子、高齢者の参加あり、来年も元気に過ごせるようお願いを込める。
12月6日	1	第3回分館運営委員会	10	反省会、来年度の活動の希望

3 事業の展開

- ・学習会を計画する中で多くの講師の方と知り合いになり、交流を深めることができた。
- ・「防災」に関する知識を高める中で、木町の隣組同士の普段からのコミュニケーションの大切さを教わった。
- ・救急法の実技講習は今後年1回続けていきたい。（来年度は成人または高齢者を対象に）

4 今後の課題

- ・学習会が中心の事業であった。体を動かす内容を取り入れた方がよかったのではないか。
- ・しめ縄作りやクリスマス会では、高齢者とともに小学生の親子が出席していたため、参加者多くなっている。今後、幅広い年齢層の多くの参加を予想できる楽しい企画を、計画に入れる必要がある。
- ・自治会主催の事業、いきいき会、さつき会、分館主催の青少年育成懇談会や、人権同和懇談会など事業が数多く計画され、参加者にとって負担になったのではないか。事業内容を精選し、各団体の事業とも連携して企画、計画する必要があるのではないか。

西部・塩尻げんき教室

1 事業の目的

「地域の子どもは、地域で育てる。」子どもたちが様々なことを体験し、子どもも大人もお互い顔を覚え、挨拶をかわしたり声かけをして、地域で子どもを育てることを目指す。

2 事業の内容

平成18年度は全15分館のうち6分館で実施した。各分館それぞれ工夫して実施している。事業内容は体験学習がメインとなっている。

分館名	内容	回数	詳細
下紺屋町	体験学習	10	凧作り、カルタ作り、囲碁など
鎌原	体験学習	4	「虚空蔵堂」の清掃・言われ、まゆ玉作りなど
生塚	体験学習	25	キノコ栽培、西部公園の清掃、キャンプなど
緑が丘北	体験学習	2	サツマイモ栽培、餅つきなど
秋和	体験学習	12	綿花栽培、キノコ栽培など
上塩尻	体験学習	8	サツマイモ栽培、キノコ栽培、蝶の観察会など

3 事業の成果

- ・子どもが地域の大人とふれ合う機会になり、お互い顔を覚え、「挨拶」を交わすようになった。
- ・異なる学年の子どもが集うことにより、お互い上下関係を知り、高学年の子どもはリーダーシップを発揮することができた。
- ・大人は子どもから「元気」をもらい、子どもは、親以外の大人から「しつけ」を含め様々なことを体験することができた。
- ・ノコギリ、鎌、ペンチ等の道具を使い、普段と違ったことを体験できた。

4 今後の課題

- ・分館役員の方が活動しやすいように、今後とも西部公民館から積極的な協力・情報提供していくことが必要である。
- ・中学生の参加が少なく、事業計画段階から参加させるなど、知恵を出すことが必要。

地域の歴史や環境を知ろう

1 事業の目的

諏訪形の歴史、史跡について、区民が大勢参加して自分達の住んでいる郷土を知り学ぶことにより、コミュニケーションの場となり連帯感が生まれる。そのことが大人から子どもまで安心、安全につながるものと願い、モデル分館事業として企画した。

身近な史跡を巡り、郷土への愛をはぐくむ

2 事業の内容

開催日	回数	内 容	人数	備 考
2月8日～ 3月31日	5	モデル分館事業設立準備（取り組み説明会、内容審議、講師選定等）	46	役員への説明・公民館運営審議委員会開催・テーマ決定・講師依頼
4月1日～ 4月26日	4	DVD製作、写真撮影、現地調査、撮影許可等下調べ及び現地撮影	12	協力者と打合せ、撮影史跡の選定、62箇所の現地撮影（史跡・古墳他）
4月10日	1	平成18年度モデル分館事業実行委員会設立	25	事業の内容、主題と趣旨を説明、全面的協力を得る
5月21日～ 5月25日	3	信濃国分寺資料館、諏訪形近郊風景撮影、DVD入力、校正監修	11	発掘された鉄刃・銅鐸・鍬等、風景10箇所撮影、解説書作成
5月30日	1	公民館役員及び関係者による試作上映鑑賞	12	
6月4日	1	モデル分館事業として第1回自治会懇談会開催	79	製作DVD1巻の上映と、講師によるテーマに添った講義を聞く
6月15日～ 8月23日	2	DVD2巻目（小管訓導・城下小、諏訪神社、地名）、3巻目（写真で見る諏訪形の今昔）の製作	6	資料、写真の収集、風景写真撮影、入力等
8月1日	1	分館の童謡クラブ例会で講師による解説とDVD1巻目上映	38	
8月11日	1	第四中学校諏訪形支部の生徒の希望によるDVD鑑賞と歴史散策	28	上田市花火大会翌朝の、清掃ボランティア活動に出席した中学生が対象
9月3日	1	モデル分館事業として第2回自治会懇談会開催	63	DVD2・3巻の上映及び講師による講義
10月21日	1	地域の小学生対象にしたDVDの鑑賞及び近隣中心地を講師と共に歴史散策	26	育成会、PTA共催
11月4日～ 11月5日	2	第31回諏訪形公民館文化祭においてモデル分館コーナーを設置	146	DVD1～3巻の特別総集編を常時公開上映

3 事業の展開

DVD3巻製作

- ・第1巻 地域の歴史、史跡、環境について（地域内の歴史的建物、古井戸、水車跡、史跡）
- ・第2巻 小管訓導と諏訪形神社、城下小学校の移り変わり
- ・第3巻 諏訪形からみた近郊の風景と今昔

中学生対象のDVD上映と、小学生対象のDVD上映と散策

4 今後の課題

- ・諏訪形住民全員にDVDを通じ、この事業取り組みの趣旨を理解してもらうとともに、地域への愛情、地域を大切にすることを青少年に伝えていきたい。
- ・史跡へのルートを整備したい。

体験学習と読み聞かせの会

1 事業の目的

読み聞かせの会と、子ども達が四季の移ろいを肌で感じ、目で感じ、中には舌で感じるような体験学習を組み合わせた事業を実施し、日頃から子育て支援に関わっている人だけでなく、より多くの自治会員が子供達と交流できる場を設けていく。

2 事業の内容

開催日	回数	内 容	人数	備 考
6月11日	1	親子遠足とお話の会	34	国立あずみの公園を活用した社会・理科体験教室
8月6日	1	魚のつかみ取りふれあい体験大会	60	神川ローマン橋下流をせき止めて実施
8月18日	1	夏休み工作教室とお話の会	20	富士見台自治会館において、木のおもちゃづくりに挑戦
9月9日	1	かかしづくりとお話の会	20	作品は稲倉の棚田かかし祭りに出品
11月26日	1	版画教室とお話の会	15	版画による年賀状づくり
12月10日	1	公園の落ち葉清掃と焼き芋大会	30	自治会の第一公園の落ち葉清掃を行い、集めた枯れ葉で焼き芋を焼く
1月5日	1	冬休み工作教室とお話の会	20	連凧づくりに挑戦
1月13日	1	まゆ玉づくり	20	自治会館でまゆ玉づくり
1月14日	1	連凧揚げ大会とどんど焼き	100	冬休みに作成した連凧を全員の手で揚げる
2月4日	1	子ども料理教室	30	子ども達がうどん打ちに挑戦し、その場で調理して食べる

3 事業の展開

- ・子ども達が自然体験や物づくりに挑戦する良い機会になった。
- ・地域の異なる学年の子ども達が一堂に会することで、良い異年齢交流ができた。
- ・分館役員やPTAだけでなく、読み聞かせや体験学習指導の大人達との交流も深まり、地域であいさつがし合える関係が定着してきた。

4 今後の課題

- ・どの地域も共通の課題だと思われるが、中学生の参加がない。
- ・分館役員やPTAは変わってってしまうため、毎年関わってくれる地域のボランティアの負担が大きい。

ゴミのない自然豊かな野倉をつくる

1 事業の目的

全住民が協力してゴミを拾い、花や木を育て地域を美化する。
また子どもたちが野菜作りにも参加し、環境保護の学習を通してずっと住み続けられる地域の将来を展望する。

花に水やりをする子どもたち

2 事業の内容

開催日	回数	内 容	人数	備 考
5月9日	1	花壇づくり、みんなで苗植え	12	道路沿いの斜面の草取り、苗植え、水遣り
5月26日	1	クリーン活動（ゴミ拾い）、花の鉢植え	8	小学生中心に公民館まわりのゴミ拾い、鉢にパンジーを植え公民館前に。
6月28日	1	公民館前（仮称：野倉ガーデン）花壇作り	13	石拾い、土運びなど基礎工事
7月2日	1	公民館前花壇作り、各自、花・木持ち寄り	8	図面通り苗植え、花や木の苗を住民が持ち寄り、各自植えつけ。
7月7日	1	ゴミ拾い、花壇に水遣り（主に小学生）	9	大人たちが交代で花壇づくりの間、子どもたちも自主的に。
7月9日	1	「野倉ガーデン」整備、球根植え	10	全体像をみて、みんなで整備。秋の球根植え。
7月18日	1	花・木の移植、ミニトマトの苗植え、大人の話しを聞いて小学生が実践	15	講師から野倉の環境や野菜作りについて話を聞き、野菜コーナーで実践。
8月14日	1	みんなで育てた野菜をつまみに夏祭り	65	ミニトマト、キュウリの味噌添え、蒸かし新じゃがが好評だった。
11月7日	1	花壇の冬備え、整理と球根植え	8	枯れた花木を片付け、子どものデザインで春用の球根の植え付け。

3 事業の展開

- ・小学生からお年寄りまで全住民が誇りに思える自然豊かな野倉について考えることができた。
- ・ゴミを拾い、花や木を育て野菜づくりに子どもたちも参加し環境保護の学習ができた。

4 今後の課題

- ・環境保護の学習を通して、大事な自然を残すために何ができるか、を今後も考え行動していきたい。

天神山を公園に！

1 事業の目的

昔から地域に親しまれてきた天神山周辺を整備し、公園化して月見の会を催した。これら一連の活動を通じて、地域住民がより元気になることを目指す。

木の生長した姿を夢見て植樹する子どもたち

2 事業の内容

開催日	回数	内 容	人数	備 考
5月10日	1	事業打ち合わせ会議	8	活動計画立案
5月21日	1	苗木購入（さくら・小ざくら）、仮植え	5	さくら25本、小ざくら25本を購入
6月3日	1	子ども・役員で記念植樹	40	天神山に購入した苗木を植樹。子ども30人参加
9月10日	1	役員会	8	登山道整備打ち合わせ
9月23日	1	登山道の整備	10	木の伐採、道ならしを実施。運搬機・チェーンソー借用
10月1日	1	役員会	8	月見会打ち合わせ
10月7日	1	月見会場整備	25	役員・子ども・父兄による会場準備
10月8日	1	月見会実施	50	大人20人、子ども30人が参加して夜間月見会を実施
10月15日	1	役員反省会	8	今年の反省と来年度の計画

3 事業の展開

- ・子供たちと記念植樹したことにより、地域の山に子供たちが興味を持ってくれた。
- ・月見の会を実施したことにより自分たちの地域を見つめ直す機会となった。

4 今後の課題

- ・登山道をもっと整備し、お年寄りでも参加できるようにする必要がある。
- ・川の整備まで手が回らなかった。

公民館施設・設備

H19.1.1現在

○印 施設設備あり

公民館名 施設備品		中 央	西 部	城 南	上野が丘	塩 田	川 西	丸 子	真 田	武 石
		施 設	ホール収容人員	160	130	130	200	130	150	167
会議室数	8		3	3	5	3	4	5	3	8
図書室			○	○	○	○	○		○	○
調理実習室	○		○	○	○	○	○			○
美術工作室(陶芸窯)	○		窯のみ	○	○	○	○			
視聴覚室	○									
駐車場(台数)	120		50	30	70	20	50	200	80	100
16ミリ映写機	○		○	○			○		○	
視 聴 覚 設 備	スライド映写機	○	○	○			○	○	○	○
	○・H・P	○		○		○	○	○	○	○
	ビデオデッキ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ビデオカメラ	○				○				
	テレビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	プロジェクター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放送機器一式	○	○	○	○	○	○		○	○
	ピアノ	○	○	○	○	○	○		○	○
	スクリーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暗幕	○	○	○	○	○	○	○	○	
体 育 レ ク 備 品	バドミントン用具	○		○			○	○	○	○
	ゲートボール用具	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	卓球台	○	○	○	○	○	○	○		○
	テント	○		○			○	○	○	○
	スマイルボーリング	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	シャッフルボード	○	○	○		○	○			
	ペタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○
グラウンドゴルフ	○	○	○		○	○	○	○	○	
そ の 他	印刷機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乾式コピー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	展示用パネル	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 館外への貸し出しができない物品があります。また、上記以外に必要な物品については、本館にご相談ください。

公民館（本館）連絡先一覧

公民館名	郵便番号・住所	電話番号	FAX	有線
		メールアドレス		
中央公民館	386-0014 上田市材木町一丁目2番3号	22-0760	22-1633	2-0891
		chuok@city.ueda.nagano.jp		
神川地区公民館	386-0016 上田市国分421番地1	25-1682		
西部公民館	386-0027 上田市常磐城五丁目1番44号	27-7544	27-7522	2-8475
		seibuk@city.ueda.nagano.jp		
塩尻地区公民館	386-0042 上田市上塩尻253番地1	27-9836		2-9115
城南公民館	386-0034 上田市中之条452番地	27-7618	27-7618	3-4060
		jonank@city.ueda.nagano.jp		
上野が丘公民館	386-0002 上田市住吉378番地1	24-0659	24-2300	2-6960
		uenok@city.ueda.nagano.jp		
塩田公民館	386-1325 上田市中野20番地	38-6883	38-7013	塩田2054
		siodak@city.ueda.nagano.jp		
川西公民館	386-1106 上田市小泉863番地1	22-5004	22-5014	3-1768・川西3033
		knisik@city.ueda.nagano.jp		
丸子公民館	386-0404 上田市上丸子1488番地	42-3147	42-3148	丸子24722
		marukok@city.ueda.nagano.jp		
真田公民館	386-2201 上田市真田町長7199番地1	72-2655	72-8133	真田2097
		sanadak@city.ueda.nagano.jp		
武石公民館	386-0503 上田市下武石740番地	85-2030	85-2205	
		takesik@city.ueda.nagano.jp		

編集

：上田市公民館運営協議会

発行

発行：平成19年1月